2026.11.2
第２号

ぐんま住まいの相談センター

よくある質問 Q&A

Q４ 共益費とはどのようなお金ですか？また、支払わないといけないのですか？

A４

共益費とは、共用部分の維持や管理のために使う費用のことです。共益費について、契約時に合意している場合には支払わなければならないと考えられます。

Q５ 敷金とはどのようなお金ですか？

A５

賃借人の賃料滞納や不注意等による物件の損傷等に対する修復費用等の損害金を担保するために、契約時に賃貸人に預け入れるものです。

民法第622条の２より、「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」であると定義されています。

Q６ 賃借人の「善管注意義務」とは何ですか？

A６

「善良な管理者の注意義務」の略称で、社会通念上要求される程度の注意を払って賃借物を使用する義務のことです。賃借人はこの義務を負っています。